

出願書類の記入要領について

4 調査書の作成方法について

(1) 第2号様式

- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
 - (ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
なお、2・3年「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」については、※1～3に対応する欄へ記載すること。

※1：知識・技能 ※2：思考・判断・表現 ※3：主体的に学習に取り組む態度

- (イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。
- (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- キ 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
 - (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
 - (イ) **3年は令和6年1月26日現在で記入する。**
 - (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（ ）内に内数として記入する。
 - (エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上の場合、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和5年4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和6年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）
- コ 令和4年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(2) 第2号-2様式

- ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

- エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「学習状況」の欄はA B C Dの評価を記入する。
 - (イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。
 - (ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。
 - (エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。
 - (オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。
- オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。
- カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
 - (イ) 3年は令和6年1月26日現在で記入する。
 - (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。
- キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和5年1月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

帰国子女等、不登校生徒等、学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱いについて

5 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い(※)

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

6 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い(※)

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学選抜に係る取扱い(※)

- (1) 県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。手続きの詳細については、別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

※1~3については令和6年度沖縄県立学校入学選抜実施要項 p87 を参照ください。